

# 知っておきたい保険のはなし

## 猫劇場

### ～自転車の保険は大丈夫ですか？編～



春ねー。うれしい!! 暖かくって、お昼寝にも持ってこいだにや。



ふふ、猫には嬉しい季節よね。それに、春はお出かけにも持つてこいよ。4月から自転車通学になった学生さんや、暖かくなってきたし、健康のために通勤やお買い物に自転車を使い始めた！って方も多いんじゃないかな。



春の風を切って自転車…いいわねえ。気分もウキウキしてきちゃう。



本当ね。でも…自転車は気軽で便利だけれど、危険もあるの。警視庁のデータによると「5分20秒に1件の割合で自転車の事故が発生している」みたい。平成27年の自転車運転中の人身事故は発生件数が98,700件。うち死傷者は97,805人。



ええ！そんなに？でも確かに自転車って、車と違ってぶつかったり転んだりしたとき、ダイレクトに体にダメージが来ちゃうわよね…。



そうなの。最近、自転車が加害者となる事故の訴訟が多発しているの。賠償金も、かなり高額な支払い命令が出ているわね。

◆11歳の小学生が自転車運転中、歩行中の62歳女性と正面衝突。  
女性は意識が戻らない状態に。

→賠償金 9,521万円の支払命令（平成25年 神戸地裁）

◆高校生が歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた24歳の会社員と衝突。会社員に言語機能の喪失という重大な障がいが残る。

→賠償金 9,266万円の支払命令（平成26年 東京地裁）



ひええ…確かに考えてみたら、自転車って車と違って気軽なんだけど、スピードは出るから衝突した時の衝撃って大きいのよね。

じゅじゅ  
寿寿  
しっかり者の  
お姉さん猫



はっぱ  
わがまま、  
気まぐれな  
妹猫

知つておいたら役に立つ保険の知識。でも、難しくてよく分からん…。そんな保険のおはなしを、寿寿とはっぱが分かりやすく解説します。

監修／アストのほけん



そうよ。普通の小学生や高校生が、ある日突然「1億円近い賠償命令を受けた加害者」になっちゃうんだから。

勿論、事故がないように安全運転を心がけるのは基本中の基本！そしてもう1つは保険の備えね。こちらも基本よ。

ご自身の損害保険において、下記5つのチェック項目を確認してくださいね。こんな時に必要な個人賠償責任保険は、自動車保険・火災保険・傷害保険・共済に特約付保がありますよ。

- ①個人賠償責任保険の特約が付保されているか？
- ②賠償責任保険の対象は家族全員になっているか？
- ③自転車の対人事故における賠償責任にも対応しているか？
- ④賠償責任保険の補償限度額は1億円以上か？
- ⑤被害者との示談交渉サービスがついているか？



すっごく大事！ちゃんと確認してみてにや。

最後は、基本中の基本をおさらい！安全運転5つのルールの確認で今日はおしまいにするわよ。みんなちゃんと復習するにゃ！

- ①自転車は車道が原則！歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
  - ・飲酒運転はしない。
  - ・二人乗り、並進の禁止
  - ・夜間のライト点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認。
- ⑤子どもはヘルメットを着用